告示

○総務省告示第三百六号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の二第二項及び電波法施行令（平成十二年政令第二百四十五号）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり伝搬障害防止区域を指定する。

平成二十九年九月二十五日

総務大臣　野田　聖子

1　電気通信業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字北浮田町字平野172－１の内　(75.60) (2)　青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字西松島304－１地内　(166.70)	北緯40度47分20秒東経140度15分57秒の地点と北緯40度45分58秒東経140度11分45秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	(1)　島根県浜田市殿町２　(61.70) (2)　島根県江津市島の星町1798－３　(487.20)	北緯34度53分57秒東経132度04分46秒の地点と北緯34度55分01秒東経132度06分45秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
3	(1)　広島県広島市南区仁保２－５－１　(89.80) (2)　広島県広島市安芸区畑賀町西宗尾1510－121　(558.10)	北緯34度22分25秒東経132度29分52秒の地点と北緯34度22分56秒東経132度30分32秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

2　放送業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　東京都港区芝公園４－２－８　(219.00) (2)　東京都西多摩郡日の出町大字大久野字玉の内7954－１　(367.50)	北緯35度39分31秒東経139度44分43秒の地点と北緯35度45分45秒東経139度15分25秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

3　人命・財産の保護用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　北海道札幌市中央区北２条西７丁目　(115.50) (2)　北海道小樽市赤岩国有地　(397.10)	北緯43度03分47秒東経141度20分46秒の地点と北緯43度13分56秒東経140度59分00秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	(1)　北海道函館市五稜郭町15番５号　(60.00) (2)　北海道函館市緑地千畳敷　(319.60)	北緯41度47分46秒東経140度45分07秒の地点と北緯41度45分04秒東経140度42分35秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
3	(1)　北海道札幌市北区北８条西２丁目札幌第１合同庁舎内　(93.70) (2)　北海道石狩郡当別町字上当別2910－１　中小屋無線中継所内　(306.80)	北緯43度04分15秒東経141度21分05秒の地点と北緯43度17分43秒東経141度34分41秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
4	(1)　北海道岩見沢市日の出北２－１－５　岩見沢道路事務所内　(95.00) (2)　北海道石狩郡当別町字上当別2910－１　中小屋無線中継所内　(306.80)	北緯43度12分38秒東経141度47分13秒の地点と北緯43度17分52秒東経141度34分59秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
5	(1)　秋田県大館市長坂字田ノ沢66　(205.50) (2)　秋田県鹿角市尾去沢字尾去沢国有林内　(573.50)	北緯40度17分03秒東経140度24分16秒の地点と北緯40度10分15秒東経140度44分53秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
6	(1)　秋田県能代市二ツ井町小掛字滝ノ沢58－１　(284.80) (2)　秋田県大館市長坂字田ノ沢66　(205.50)	北緯40度11分08秒東経140度12分38秒の地点と北緯40度12分56秒東経140度16分07秒の地点を結ぶ直線、北緯40度12分59秒東経140度16分14秒の地点と北緯40度13分00秒東経140度16分16秒の地点を結ぶ直線及び北緯40度13分03秒東経140度16分21秒の地点と北緯40度16分58秒東経140度24分00秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
7	(1)　秋田県横手市大森町八沢木堀戸39－６　(315.70) (2)　秋田県仙北市田沢湖生保内字黒沢野23－２　(875.90)	北緯39度23分08秒東経140度23分11秒の地点と北緯39度43分42秒東経140度45分25秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
8	(1)　東京都千代田区霞が関２－１－１　(111.00) (2)　東京都八王子市高尾町高尾山官有無番地　(606.90)	北緯35度40分36秒東経139度45分07秒の地点と北緯35度37分33秒東経139度14分47秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
9	(1)　千葉県柏市藤ヶ谷1614－１　(63.00) (2)　千葉県千葉市若葉区若松町902　(116.60)	北緯35度47分52秒東経140度01分41秒の地点と北緯35度47分47秒東経140度01分45秒の地点を結ぶ直線、北緯35度47分05秒東経140度02分21秒の地点と北緯35度46分52秒東経140度02分32秒の地点を結ぶ直線、北緯35度46分20秒東経140度02分59秒の地点と北緯35度45分47秒東経140度03分28秒の地点を結ぶ直線、北緯35度45分44秒東経140度03分30秒の地点と北緯35度45分29秒東経140度03分43秒の地点を結ぶ直線、北緯35度45分27秒東経140度03分45秒の地点と北緯35度45分11秒東経140度03分59秒の地点を結ぶ直線、北緯35度45分07秒東経140度04分02秒の地点と北緯35度45分04秒東経140度04分04秒の地点を結ぶ直線及び北緯35度45分01秒東経140度04分07秒の地点と北緯35度39分08秒東経140度09分07秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域